

指定ごみ袋を

甲府市、山梨市（150円）、甲州市（127円）の

倍以上の額 **300円**（45ℓ10枚）で市民に売りつけ、

原価の材料費と小売り手数料を除く

176円（年間8300万円）を市の財布に入れる

決めたのは倉嶋 前市長の時

市民税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料

の重税で生活が大変なのに、**笛吹市民だけに**

特別な負担を強いるの？ **市民をいじめないで！**

平成28年3月議会に提出された

廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例に

★300円に賛成した笛吹市議会議員は
笛新会8人、笛政クラブ（現県議含む）3人の計11人

★300円に反対した笛吹市議会議員は
誠和会4人、公明党3人 共産党2人の計9人

採決の結果11対9の賛成多数【議長現県議は同数の場合だけ意思表示】で決定

「笛吹市議会だより NO.46 から抜粋」

自治会（区）のこと シリーズ1

1. 市から区長への報酬額は

笛吹市には石和町26、御坂町29、一宮町27、八代町9、境川町14、春日居町23、芦川町4の計132自治会が存在します。そして、自治会区長は毎年、笛吹市の条例により臨時特別職員として報酬を受けとってます。また各自治会では区長に別途手当を支給することが多いようです。

市が支払う額は $125,000円 + \text{世帯数（区に未加入世帯含む）} \times 690円$

例えば 400世帯の自治会区長は $125,000円 + 400世帯 \times 690円 = 401,000円$ が区長に市から報酬として支払われます。

2. 地縁の団体（ちえんのだんたい） 認定へ

【地縁の団体】とは初めて聞く名称かもしれませんが。石和町小石和区では一昨年山下市長から地縁の団体として認定をいただきました。石和町26ある自治会のうち唯一の認定団体です。これにより、不動産の所有、区のお金の安全確保、収益事業等が認められます。

① 公民館の建物や土地の登記が出来ました。

平成5年に建築した建物がやっと区の所有として認められたのです。小石和区では土地は笛吹市が所有権を持っています。皆様の住んでいる自治会の公民館はほとんどが未登記でしょう。早い者勝ちです。だれか表題登記を申請するとその登記を完了した人の所有になりますので明日からあなたの所属する区の公民館は個人所有、立ち入り禁止という事態になりかねません。ご注意ください。固定資産税は免除です。ただし、登記に関する費用（登録免許税、土地家屋調査士費用等）は有償。

② 会計責任者が万が一、不測な事態になっても区のお金が確保された

自治会が口座を持っている金融機関では区の口座に自治会名と担当者名が登録してあるので万が一、
1) 亡くなった場合、遺産相続が発生し金融機関はこの口座を相続関係が判明するまで凍結することもあります。また、法定相続人からこのお金も相続の対象になると言われかねません
2) 自己破産等の場合、債権者がこの口座のお金を対象に返済を迫ることが予想されます。

③ 申請について 笛吹市長あてに申請書を提出し、独立した機関として認められます

笛吹市ではこの登録をあまり推奨してないようですが、北杜市や南アルプス市のホームページでは第1面に自治会の【地縁の団体】を強力に推し進めています。

あなたの自治会でも検討されてはいかがですか。詳細を聞きたい方は表紙の電話かメールにてご連絡ください。

発行者：樋口 滝人（ひぐち たきひと）

笛吹市石和町小石和在住

経歴： 早稲田大学教育学部理学科卒、竜王町議会議員、日本PTA全国協議会常任理事、山梨県PTA協議会会長、山梨県総合計画審議会委員、山梨県社会教育委員、山梨県青少年育成協議会理事など 文部科学大臣賞受賞

現在、まちの不動産「水平リーベ」代表

ごみ袋150円に

